解散公告（第二回）

当組合は平成二十八年三月二十八日相模原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

神奈川県相模原市緑区向原二丁目八番七五号

相模原市川尻大島界土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　義和

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月二十八日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

新潟県長岡市美沢四丁目二〇五番地四号

長岡駅東土地区画整理組合

代表清算人　野本　秀晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日愛知県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

愛知県岩倉市本町上郷一九番地の一

学校法人高桑学園

清算人　高桑　桂一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年一月十七日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

佐賀県唐津市相知町楠六九六番地二

楠生産森林組合

代表清算人　古川　保男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十八年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

北海道勇払郡安平町早来大町一一六番地四

医療法人社団畑山医院

清算人　畑山由起子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年四月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目三六番四号丁子屋ビル七階　日本住宅建設産業厚生年金基金

代表清算人　阿部　憲一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十日川崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二六四番地三

小杉三丁目中央地区市街地再開発組合

代表清算人　伊藤　奎助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区西町南二一丁目四番、最後の住所札幌市北区太平五条一丁目三番一六号　被相続人　亡　蛯名　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル三階　小畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西田　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市最知北最知二五〇番地八、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　小松　昌善

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目一番地一一八ビル二階二号室　弁護士法人及川毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　及川　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町一丁目八五番地一、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町一丁目八五番地一　マンハイム大宮一一七　被相続人　亡　山下　榮夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―六〇永見ビル二階Bおおみや法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市新堀二丁目一六番、最後の住所埼玉県新座市新堀二丁目一六番三号　被相続人　亡　背山　晴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二―三七二市野屋ビル四階　弁護士法人　阿部・楢原法律事務所　大宮西口弁護士事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　哲男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡御宿町六軒町二八三番地、最後の住所千葉県茂原市押日一二一五番地二〇〇　被相続人　亡　井上　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

事務所千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地　井上農機商会ビル二階　いすみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上宗一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市本郷二丁目二七六七番地、最後の住所千葉県木更津市高柳一丁目一番九号　被相続人　亡　安藤　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日

事務所千葉県木更津市東中央三―一〇―二二階　塚本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

第８期決算公告　平成24年３月30日

東京都中央区晴海三丁目12番１号

株式会社ＷＥＩＣ

代表取締役　内山　雄輝

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	197,867
	固定資産	113,566
	繰延資産	1,565
	合計	312,999
負債及び純資産の部	流動負債	97,446
	固定負債	113,860
	株主資本	101,693
	資本金	222,976
	資本剰余金	61,463
	資本準備金	61,463
	利益剰余金	△182,746
	その他利益剰余金	△182,746
	（うち当期純損失）	(148,440)
	合計	312,999